

香美町部活動のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 香美町立中学校における部活動（以下「部活動」という。）の地域展開に向けた課題に総合的に取り組むため、香美町部活動のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、香美町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

- (1) 部活動の地域展開の開始年月に関すること。
- (2) 部活動の地域展開の推進計画策定に関すること。
- (3) その他、委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、1 4 人の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 香美町スポーツ協会の代表 1 名
- (2) 香美町スポーツ推進委員会の代表 1 名
- (3) 香美町文化協会の代表 1 名
- (4) 香美町立中学校長の代表 1 名
- (5) 香美町立小学校長の代表 1 名
- (6) 香美町立中学校教職員の代表 1 名
- (7) 香美町立小学校教職員の代表 1 名
- (8) 香美町立中学校 P T A の代表 3 名
- (9) 香美町立小学校 P T A の代表 3 名
- (10) 教育長

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、第3条に規定する委員のほか、必要があると認めるときは、関係機関等の職員の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(香美町部活動地域移行協議会設置要綱の廃止)

- 3 香美町部活動地域移行協議会設置要綱（令和5年香美町教育委員会告示第13号）は、廃止する。